

第13次東京都鳥獣保護管理事業計画（案）に寄せられたパブリックコメント

通し番号	該当箇所			ご意見内容	都の見解	修正の有無
	ページ	行	項目			
1	25	-	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	ウミネコについては「個体(雛のみ)、卵」と記載され、ドバトについては「個体、卵」と記載されているが、これは単純に「ウミネコの成鳥の駆除は許可されない」「ドバトの成鳥の駆除は許可される場合がある」という理解でよいか。	鳥獣保護管理法第9条第3項に該当しないことが前提となりますが、予察捕獲の考えに基づく許可申請の場合、ウミネコの成鳥を対象とした捕獲は許可いたしません。一方で、ドバトの場合は成鳥も捕獲許可の対象となります。	無
2	28	12~19	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	ドバトの成鳥の駆除が23区内の銃猟禁止区域で許可される場合、P28(ア)a及びbにある手捕りまたは手持ちの網(つき網やたも網等)または捕獲器を用いた捕獲という理解でよいか。例えば、むそう網の使用は許可されるものであるか。また、それらの捕獲方法については23区内の専門業者が例年許可を受けているものであるか。	23区内は特定猟具使用禁止区域に指定されているとともに、第38条第2項にも該当すると解されます。そのため、手取り、手持ちの網及び捕獲器での捕獲が想定されます。また、むそう網をはじめ、法定の網猟具を使用した捕獲は、網猟免許を所持する者により、捕獲実施区域周辺にいる人への安全性が担保されるなど、適切な申請内容であると判断された場合には許可されることがあります。専門業者の許可については、本計画への意見には関係しないため、回答はいたしかねます。	無
3	27	-	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	ドバトは、本文中で都心部を中心に生活環境被害が顕著であり、かつ個体数の異常な増加と記載されているが、防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画を示した第8表に含まれていないのは何故か。	ドバトに関する実態について、関係自治体と連携を図り、情報収集に努めていきます。	無
4	24~25	-	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	ムクドリは、世界的な分布は極東に偏り、個体数は減少傾向にある。駅前などの繁華街でのねぐらの増加は無理な追い出しによる人為ものとされており、決して個体数が増えたためではありません。駅前などのねぐらは来る前の対策が大切で、来てからの対策では防ぐことはできません。安易に予察捕獲表へ新規追加し捕獲しやすくすることには反対します。	安易な予察捕獲にならないよう、防除対策を含め適切に指導してまいります。	無
5	24~25	-	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	ウミネコは、世界的に見ても分布が極東に偏り、個体数も多くなく、分布は広がっているものの個体数は減少している可能性があると考えられている。ウミネコはなるべく個体数が減らないようにする注意が必要で、ビルの屋上で繁殖させない方策を練るべきである。こちらも安易に予察捕獲表へ新規追加し捕獲しやすくすることには反対します。	安易な予察捕獲にならないよう、防除対策を含め適切に指導してまいります。	無
6	35	7	その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	ツキノワグマについては錯誤捕獲が相当数あると思われます。これについて東京都は事実を把握しているのでしょうか。また、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合の放獣についての記述がありません。東京都は錯誤捕獲に対する認識が低いと思われます。対応について記述すべきです。またくり罠は12cm以下、かつ真円とすべきです。	錯誤捕獲について、関係部署と連携を図り、情報の蓄積に努めてまいります。また、くりわなの使用については、国の方針等を踏まえ、適切に指導してまいります。	無
7	-	-	-	東京都のツキノワグマに対する対応について、公務員としての義務を果たすべきである。	引き続き、ツキノワグマへの適切な対応に努めてまいります。	無
8	27	-	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	近年、鳩(ドバト)への餌やりについて、ふん害や通行障害など生活環境の悪化を懸念する苦情が多発しており、対応に苦慮している。一部の自治体では給餌行為を禁止することや給餌した際の清掃を義務付けているが、広範囲に移動が可能な鳥類への給餌行為等を規制するには一自治体ではなく広域的な対応が必要と考える。そのため、全都的に給餌行為に対する規制を設けることを検討してもらうとともに、検討材料とするためのドバトの基礎調査や実態調査を本計画の鳥獣管理対策調査等に盛り込んでいただきたい。	ドバトに関する実態について、関係自治体と連携を図り、情報収集に努めてまいります。	無
9	26	22	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	東京都内の一部区域にて営巣を繰り返しているウミネコについて、適正に管理すべきの方針に賛成いたします。	種の個体数への影響を勘案しながら、適正に管理してまいります。	無

第13次東京都鳥獣保護管理事業計画（案）に寄せられたパブリックコメント

通し番号	該当箇所			ご意見内容	都の見解	修正の有無
	ページ	行	項目			
10	46	24	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	希少鳥獣保護調査の実態把握を行うニホンカモシカ、アカガシラカラスバトの2種に加えて、オガサワラオオコウモリ、オガサワラカワラヒワ、オガサワラノスリ、オガサワラミズナギドリ、オガサワラヒメミズナギドリ(いずれも、父島列島・母島列島で特に絶滅が危惧される小笠原固有の野生鳥獣)も定期的な調査対象として追加すべきである。	希少鳥獣の実態把握について、関係部署と連携を図り、情報収集に努めていきます。	無
11	52	第17表	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	<p>●意見 計画案では、専任0人、兼任1名とあるが、以下の人員を配置すべきである。 専任2名(小笠原産業課 父島支庁及び、母島出張所)、 又は専任1名、兼任1名(小笠原産業課 父島支庁及び、母島出張所)、 又は兼任2名(小笠原産業課 父島支庁及び、母島出張所)</p> <p>●理由 世界で小笠原諸島にしか生息していない野生鳥獣について、適切で合理的な鳥獣保護管理事業を実施するための体制が明らかに不足しているため。</p>	人員の配置に関しては、本計画とは別に定めていることから、関係部署へ情報共有させていただきます。	無
12	55	10	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	<p>●意見 西多摩地域及び南多摩地域の記述に続けて、「小笠原諸島では、外来動物の作物被害や生態系被害がとともに固有動物の作物被害もあり、被害や生息状況等の調査等、鳥獣の適正な管理が求められ、担い手の育成が急務となっている。」を追記すべきである。</p> <p>●理由 本事業計画の柱である、外来種対策と希少種の保護は、小笠原諸島においても非常に深刻な喫緊の課題となっており、取り組みの背景部分への記載は不可欠であるため。</p>	担い手の育成について、関係部署と連携を図り、情報収集に努めていきます。	無
13	56	6	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	<p>●意見 以下の挿入「又は外来種対策や鳥獣保護に係る職務を担当する」 挿入位置:6行目:「都は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された「挿入位置」区市町村職員が。・・・</p> <p>●理由 町村によっては、鳥獣保護や外来種問題に取り組む部局が、必ずしも「鳥獣の保護及び管理に関する部局」と規定されていないため。</p>	「鳥獣の保護及び管理に関する部局」に外来種対策を担当する職員も含むものと考えております。	無
14	58	21	傷病鳥獣救護の基本的な対応に関する事項	<p>●意見 ⑨の追記 又は「7 小笠原諸島における鳥獣保護等について」への追記 ⑨ 世界自然遺産の小笠原諸島では、世界的希少種や固有の鳥獣が多く生息している。このため、国設小笠原諸島鳥獣保護区の管理方針、他の野生鳥獣関係の事業、地域の実情等に合わせて、实际的で実行力のある傷病鳥獣救護を実施することとする。</p> <p>●理由 本土を主題に設定されている鳥獣保護管理計画において、特に「傷病鳥獣救護の基本的な対応」は、世界自然遺産、小笠原諸島の実情に合わないことが多く、遺産登録前から大きな課題となっているため。</p>	「傷病鳥獣救護の基本的な対応」については、島しょ部を含めた方針となっております。	無

第13次東京都鳥獣保護管理事業計画（案）に寄せられたパブリックコメント

通し番号	該当箇所			ご意見内容	都の見解	修正の有無
	ページ	行	項目			
15	65	6	小笠原諸島における鳥獣保護等に関する事項	<p>●意見 修文・追記 (前文)小笠原諸島は、固有かつ希少な動植物が数多く生育する独特の生態系を有しており、平成23年6月にユネスコの世界自然遺産に登録された。一方、外来種等により多くの固有種が影響を受けている。本事業の対象である野生鳥獣には、世界的希少種や小笠原固有種が非常に多く、人工照明、バードストライク、ネット絡まりなどの人為要因事故等が大きな脅威となっており、専門的な対応が必要である。世界的に希少な鳥獣の保護等のためには、中核施設の検討と、専門的かつ積極的な取組が必要である。</p> <p>●理由 多くの世界的希少鳥獣の保護についての課題は、過去の傷病鳥獣対応の経緯から、すでに明らかである。今後は、希少種の収容施設や、生息鳥獣の実態把握を行い、明らかな課題を解決・軽減するために専門的な取り組みを実施する中核施設が必要である。</p>	希少鳥獣の保護について、関係部署と連携を図り、情報収集に努めていきます。	無
16	65	9	小笠原諸島における鳥獣保護等に関する事項	<p>●意見 世界的な希少海鳥種の追記 オガサワラヒメミズナギドリ、オガサワラミズナギドリ</p> <p>●理由 近年明らかになった世界的な希少種の記述が追記されていない。オガサワラヒメミズナギドリの生息確認という世界的ニュースは2012年。オガサワラミズナギドリへの種名変更(セグロミズナギドリではなく小笠原固有種であることが判明)が提案されたのは2019年であり、第12次計画施工中の出来事である。両種とも世界的な希少種でかつ、小笠原諸島のみが生息する日本固有種である。文章量、種名の列記に問題がある場合には、日本の他の島嶼でも繁殖するクロアシアホウドリの記述を割愛しても、前述の世界的に希少なミズナギドリ類を追記すべきである。</p>	希少海鳥種であるオガサワラヒメミズナギドリ及びオガサワラミズナギドリについて、追記いたします。	有
17	67	32	小笠原諸島における鳥獣保護等に関する事項	<p>●意見 以下の追記。 ペットとして飼われていたヘビの逸失事件が発生している。ペット由来の外来種の発生を防ぐためにペット条例の施行が準備されているが、は虫類が野生化した場合の影響の大きさから実行力のある対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>●理由 奇跡的な発見・回収により逸失は免れたが、回収できなかった場合、第12次計画実施期間並びに、世界自然遺産登録後10年間における最悪の新たな外来問題となりうる案件であった。第13次計画期間中に、未然に防止が必要な最大の外来種問題である。</p>	ペットの逸出防止は、動物愛護管理法に基づく、愛玩動物の適切な管理となります。関係部署へ情報共有させていただきます。	無
18	68	3	小笠原諸島における鳥獣保護等に関する事項	<p>●意見 以下の追記。 アカガシラカラスバトで多発している、ガラス窓や建物への衝突、また、同様にハトやオガサワラオオコウモリにおいて増加傾向にある交通事故の減少に向けて、積極的な掲示や啓発を図る。オオコウモリの最大の脅威となっている人工ネットについても、事故防止のための情報発信を行う。多発している粘着性ネズミトラップによる野鳥の誤捕獲についても情報発信や啓発を図る、さらに、小笠原の傷病鳥獣について、もっとも発生頻度が高いミズナギドリ類の人工光誘引による不時着について、海鳥の習性の解説などの啓発を行う。これらの取り組みにあたっては、島内の行政及び民間の関係団体とも積極的に協働を図る。</p> <p>●理由 記述されている内容の多くは、他事業で実施されている普及啓発であり、実際に鳥獣保護管理事業で取り組まれている、あるいは取り組むべき事柄の記述が少ない。特に、島内外でも評価を得ている小笠原独自の普及啓発の取り組みについて記載がないことについては事業計画案の立場を不明瞭にしており、改善すべきと思う。</p>	小笠原諸島における鳥獣保護等に関する普及啓発について、追記いたします。	有

第13次東京都鳥獣保護管理事業計画（案）に寄せられたパブリックコメント

通し番号	該当箇所			ご意見内容	都の見解	修正の有無
	ページ	行	項目			
19	14	31	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	クマがよく街中に出てきて、ニュースになり、マスコミやテレビカメラが追いかけて回して結局猟友会が射殺してしまう報道を見ますが、殺さず麻酔銃で眠らせ山へ戻す手段をとって下さい。熊にはゾーニングの区別は出来ませんし、人間を傷つけたくて人間の住処に来るわけではありません。人間の側に来たら排除されるのは、人間の側の都合ですので、人間との共存、熊との棲み分けが出来るように人間の工夫が必要になります。共存共生を第一の目的として下さい。	本計画に記載のとおり、大型獣類の市街地出没への対応を強化していきます。	無
20	59	21	感染症への対応に関する事項	日本の畜産の環境といえば、海外ではもう続々と禁止になっているパタリーケージによる、採卵鶏の密飼いや、豚のストール飼育など、非常に家畜を苦しめストレスを与える飼いがほとんどです。実際、ストレスによる常同行動を起こす動物がほとんどなのではないでしょうか、そのような環境では伝染病も蔓延しやすく、豚熱など発生すると、全てとても残酷な方法により殺処分となってしまう、この負の連鎖を断ち切らなければいつまでたっても動物を苦しめ、殺す事に膨大な税金を使うことになってしまいます。環境を整え、動物を苦しめない、負担のない環境にシフトしていかなければいつまでも同じことの繰り返しであると思う。	畜産、衛生関連となりますので、関係部署へ情報共有させていただきます。	無
21	17	31	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	(意見) くくりわなを使用禁止猟具とする。 (理由) くくりわなは無差別に動物を捕まえ、脚を失う動物を生み出し、じわじわと死に至らしめる残酷なわなであるから、使用禁止猟具として下さい。	くくりわなの使用については、国の方針等を踏まえ、適切に指導していきます。	無
22	—	—	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	東京農大教授の山崎 晃司氏の論文「錯誤捕獲問題から目をそらし続けることはできない」(哺乳類科学 60(2): 321-326, 2020)を鳥獣保護管理事業計画に反映していただきたい。	本計画の策定に当たり、当該論文も参考とさせていただきます。	無
23	—	—	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	国際都市の責務として、野生動物を捕殺するのではなく保護に重点を置くべきである。	引き続き、適切な野生鳥獣の保護管理に努めていきます。	無
24	—	—	—	ジビエは人獣共通感染症やコロナ禍のリスク軽減のため推奨すべきではない。	畜産、衛生関連となりますので、関係部署へ情報共有させていただきます。	無